

ガス事業関係法令テキスト (令和6(2024)年版) 新旧表

頁	旧	新	備考
P17	<p>⑥ 保安規程 (法24条)</p> <p>(a) 保安規程の作成・届出 — ガス小売事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない (変更したときも遅滞なく届け出ること。)</p> <p>(b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。</p> <p>(c) 遵守義務 — ガス小売事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。</p> <p>(d) 定めるべき事項 (規則24条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 ⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ 導管の工事方法 ⑦ 導管工事現場の保安監督体制 (現場責任者の条件等) ⑧ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑨ 災害など非常時の措置 ⑩ 保安に関する記録 ⑪ 保安規程違反者に対する措置 ⑫ その他保安に関し必要な事項 <p>・特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管により供給するガス小売事業者は、上記⑦⑧を除く</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑫を保安規程に定めないことができる。</p>	<p>⑥ 保安規程 (法24条)</p> <p>(a) 保安規程の作成・届出 — ガス小売事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない (変更したときも遅滞なく届け出ること。)</p> <p>(b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。</p> <p>(c) 遵守義務 — ガス小売事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。</p> <p>(d) 定めるべき事項 (規則24条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 ⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保 ⑦ 導管の工事方法 ⑧ 導管工事現場の保安監督体制 (現場責任者の条件等) ⑨ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑩ 災害など非常時の措置 ⑪ 保安に関する記録 ⑫ 保安規程違反者に対する措置 ⑬ その他保安に関し必要な事項 <p>・特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管により供給するガス小売事業者は、上記⑧⑨を除く</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑬を保安規程に定めないことができる。</p>	ガス事業法施行規則の改正を反映
P29	<p>⑥ 保安規程 (法64条)</p> <p>(a) 保安規程の作成・届出 — 一般ガス導管事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない (変更したときも遅滞なく届け出ること。)</p> <p>(b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。</p> <p>(c) 遵守義務 — 一般ガス導管事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。</p> <p>(d) 定めるべき事項 (規則92条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 	<p>⑥ 保安規程 (法64条)</p> <p>(a) 保安規程の作成・届出 — 一般ガス導管事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない (変更したときも遅滞なく届け出ること。)</p> <p>(b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。</p> <p>(c) 遵守義務 — 一般ガス導管事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。</p> <p>(d) 定めるべき事項 (規則92条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 	ガス事業法施行規則の改正を反映

頁	旧	新	備考
	<p>⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ 導管の工事方法 ⑦ 導管工事現場の保安監督体制（現場責任者の条件等） ⑧ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑨ 災害など非常時の措置 ⑩ 保安に関する記録 ⑪ 保安規程違反者に対する措置 ⑫ その他保安に関し必要な事項</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑫を保安規程に定めないのである。</p>	<p>⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保 ⑦ 導管の工事方法 ⑧ 導管工事現場の保安監督体制（現場責任者の条件等） ⑨ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑩ 災害など非常時の措置 ⑪ 保安に関する記録 ⑫ 保安規程違反者に対する措置 ⑬ その他保安に関し必要な事項</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑬を保安規程に定めないのである。</p>	
P45	<p>④ 保安規程（法97条） (a) 保安規程の作成・届出 — ガス製造事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（変更したときも遅滞なく届け出ること。） (b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。 (c) 遵守義務 — ガス製造事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。 (d) 定めるべき事項（規則148条） ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 ⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ 導管の工事方法 ⑦ 導管工事現場の保安監督体制（現場責任者の条件等） ⑧ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑨ 災害など非常時の措置 ⑩ 保安に関する記録 ⑪ 保安規程違反者に対する措置 ⑫ その他保安に関し必要な事項</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑫を保安規程に定めないのである。</p>	<p>④ 保安規程（法97条） (a) 保安規程の作成・届出 — ガス製造事業者は保安の確保のため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（変更したときも遅滞なく届け出ること。） (b) 経済産業大臣の変更命令 — 保安確保のため必要あるときは、変更を命ずることができる。 (c) 遵守義務 — ガス製造事業者及びそれらの従業者は、保安規程を守らなければならない。 (d) 定めるべき事項（規則148条） ① 保安の業務を管理する者の職務・組織 ② ガス主任技術者の代行者 ③ 保安教育 ④ 保安のための巡視・点検・検査 ⑤ ガス工作物の運転又は操作 ⑥ ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保 ⑦ 導管の工事方法 ⑧ 導管工事現場の保安監督体制（現場責任者の条件等） ⑨ ガス工作物の工事以外の工事に伴う導管の管理 ⑩ 災害など非常時の措置 ⑪ 保安に関する記録 ⑫ 保安規程違反者に対する措置 ⑬ その他保安に関し必要な事項</p> <p>・電気事業法が適用されるガス工作物については、上記①～⑬を保安規程に定めないのである。</p>	ガス事業法施行規則の改正を反映